

平成 31 年 3 月 芸西村農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成 31 年 3 月 29 日(金曜日)午後 1 時 30 分～

2. 場 所 村民会館 2 階 研修室 1

3. 出席委員 13 名

1 番	吉永 義量	2 番	貞廣 誠也	3 番	石崎 久雄
4 番	川田 忠宏	4 番	関川 裕二	6 番	岡村 俊彰
		8 番	高松 敏子		
10 番	松本 博典				
13 番	岡村 博			15 番	西笛 勤
16 番	池田 佳代	17 番	吉永 まり子	18 番	山崎 一義

4. 欠席委員 5 名

5. 事務局

事務局長	岡村 昭
書記	大西 章夫

6. 議 案

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3	議案第 1 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による 農用地利用集積計画の決定について (受付番号 17～23)	
	議案第 2 号	農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請	1 件
	議案第 3 号	農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請	1 件
	議案第 4 号	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請	2 件
	議案第 5 号	あっせん申し出について	2 件
	議案第 6 号	農用地区域変更協議内容一覧表	28 件
	議案第 7 号	その他	

(開会時刻午後 1 時 30 分)

議 長 　　ただいまから 3 月定例会を開催します。本日の出席委員は 13 名であります。欠席者は 5 名です。出席委員 13 名であり、芸西村農業員会総会会議規則第 6 条の規定により総会の成立要件を満たしております。

　　本日の議事録署名人を指名させていただきます。本日の議事録署名人は川田忠宏委員と関川裕二委員にお願いします。

議 長 　　議案第 1 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について（受付番号 17～23）議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 　　第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について説明いたします。今月は 7 件の利用権設定の案件が出ています。

　　受付番号 17 番ですが、大字馬ノ上字王子芝 895 番地で地目は田、面積は 1,808 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 4 月 1 日から H34 年 3 月 31 日までの 3 年です。作付けは稲です。賃借料は 1 反当たり 1 俵です。場所については別紙図面①のとおりです。

　　受付番号 18 番ですが、大字馬ノ上字北久保 1418 番地 1 で地目は田、面積は 330 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 4 月 1 日から H34 年 3 月 31 日までの 3 年です。作付けは野菜です。賃借料は 1 俵です。場所については別紙図面②のとおりです。

　　受付番号 19 番ですが、大字馬ノ上字北久保 1427 番地 1 で地目は田、面積は 559 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 4 月 1 日から H34 年 3 月 31 日までの 3 年です。作付けは野菜です。賃借料は 1 反当たり 1 俵です。場所については別紙図面③のとおりです。

　　受付番号 20 番ですが、大字馬ノ上字北久保 1419 番地で地目は田、面積は 23 m²、1420 番地で地目は田、面積は 476 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 4 月 1 日から H34 年 3 月 31 日までの 3 年です。作付けは野菜です。賃借料は 1 反当たり 1 俵です。場所については別紙図面④のとおりです。

　　受付番号 21 番ですが、大字和食字東入野 甲 3007 番地で地目は田、面積は 2,004 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 3 月 1 日から H41 年 2 月 28 日までの 10 年です。作付けは野菜です。賃借料は 1 反当たり 6 俵です。場所については別紙図面⑤のとおりです。

受付番号 2 2 番ですが、大字馬ノ上字神ノ前 152 番地 1 で地目は田、面積は 787 m²、字東地 5082 番地で地目は田、面積は 818 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は、字神ノ前 152 番地 1 が H31 年 1 月 1 日から H40 年 12 月 31 日までの 10 年で作付けはナス、賃借料は 1 反当り 6 俵、字東地 5082 番地が H31 年 1 月 1 日から H35 年 12 月 31 日までの 5 年で作付けは米、賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面⑥のとおりです。

受付番号 2 3 番ですが、大字和食字古城前西ノ平 甲 5837 番地で地目は田、面積は 2,374 m² です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。期間は H31 年 3 月 16 日から H31 年 3 月 15 日までの 1 年です。作付けは野菜です。賃借料は 1 反当り 1 俵です。場所については別紙図面⑦のとおりです。

説明しました 7 件につきまして、経営農地の効率的利用、農作業常時従事など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問・意見のある方はお願いします。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。申し出のあった利用権設定 7 件について、いずれも適正である旨村長へ答申してよろしいでしょうか。

(全員賛成)

議 長 いずれも適正である旨村長へ答申することにします。

議 長 続きまして第 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 2 号議案 農地法第 3 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 1 3 土地の所在は大字和食字國門 甲 1421 番地 1、地目は田で、転用面積は 439 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。
昨日に会長、西笛勤委員、貞廣誠也委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号 1 3 は贈与による所有権移転です。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 2 号議案 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 3 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規程による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 3 号議案 農地法第 4 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 1 土地の所在は和食字原田乙 352 番 1、地目は田で転用面積は 1,022 m²、乙 356 番 1、地目は田で転用面積は 793 m² です。申請人は〇〇さんです。申請地は別紙のとおりです。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。受付番号 1 は太陽光発電への転用です。

議 長 事務局の説明が終わりました。質問、意見等はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規程による許可申請については、許可いたします。

議 長 続きまして第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 4 号議案 農地法第 5 条の規程による許可申請について説明いたします。受付番号 1 2 土地の所在は大宇和食字西北芝 甲 5338 番、地目は台帳 田 現況 畑で、転用面積は 2,453 m²、甲 5339 番、地目は台帳 田、現況 畑で、

転用面積は 300 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。転用目的は、公営住宅を建設するとのことです。

昨日に会長、松本博典委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認を行いました。

受付番号 1 3 土地の所在は大字和食字笠松 甲 4198 番 1、地目は田で、転用面積は 287 m²、甲 4199 番 6、地目は田で、転用面積は 57 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。転用目的は、住宅を建設するとのことです。

昨日に会長、山崎一義委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。ただいまの件につきまして質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請については許可いたします。

議 長 続きまして第 5 号議案 あっせん申し出について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第 5 号議案 あっせん申し出について説明します。

受付番号 7 2 月 26 日に地権者 〇〇さんより、大字馬ノ上字山野 1838 番地 2、地目 台帳 畑、現況 田、面積 1,014 m²、1843 番地 1、地目 台帳 畑、現況 田、面積 1,382 m²、1808 番地 1、地目 台帳 畑、現況 田、面積 196 m²、1810 番地 1、地目 台帳 畑、現況 田、面積 331 m²、字金ノ性 1799 番地、地目 台帳 畑、現況 田、面積 439 m²、1800 番地 1、地目 台帳 畑、現況 田、面積 642 m²の土地を貸したいと申し出がありました。貸したい理由としては、管理が大変になってきたためとのことです。単価については相場でお願いしたいとのことです。

受付番号 8 3 月 18 日に地権者 〇〇さんより、大字西分字大久保甲 5569 番地、地目 田、面積 685 m²の土地を貸したいと申し出がありました。貸したい

理由としては、管理が大変になってきたためとのことです。単価については無償でも構わないとのことです。

この2件の農地のあっせんをお願いします。

議 長 事務局の説明が終わりました。第5号議案について皆さんの意見を求めます。まず、受付番号8の隣で耕作しているのは誰かわかりますか。

岡村委員 受付番号8の事案については、現在、隣の田で〇〇が米を作っています。

議 長 とりあえず、現在隣で耕作している方をお願いしてみてください。それでは受付番号8については、岡村博委員と岡村俊彰委員をお願いします。

川田委員 受付番号7の事案の上で〇〇が米を作っていると思うので頼んでみてはどうか。

議 長 わかりました。それでは受付番号7については、川田委員と吉永まり子委員と私も一緒に頼みに行くようにします。

議 長 続きまして第6号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について議題とします。この件について事務局より説明を求めます。

事務局 第6号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更について説明いたします。
整理番号4 除外申請地の所在は大字和食字西北芝 甲 5341 番、地目は台帳田、現況 畑で転用面積は747 m²、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。除外目的は宅地造成とのことです。農地区分は、芸西村役場から概ね500m以内であることから第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認を行いました。
整理番号5 除外申請地の所在は大字和食字西北芝甲 5340 番、地目は台帳田、現況 畑で転用面積は1,726 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇です。除外目的は宅地造成とのことです。農地区分は、芸西村役場から概ね500m以内であることから第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、高松敏子委員、事務局にて現地確認を行いました。
整理番号6 除外申請地の所在は大字馬ノ上字王子芝 891 番 1、地目は畑で転用面積は343 m²です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は宅地を建設とのことです。農地区分は、第1種農地と判断します。昨日

に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。
整理番号7 除外申請地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙118番、地目は田
で転用面積は426㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外
目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断しま
す。昨日に会長、松本博典委員、高松勇委員、事務局にて現地確認を行いま
した。

整理番号8は、第1種農地と判断された為、申請を取下げてもらうように伝
えます。

整理番号9 除外申請地の所在は大字馬ノ上字西松谷 1782番、地目は田で転
用面積は378㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目
的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断しま
す。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いま
した。

整理番号10は、第1種農地と判断された為、申請を取下げてもらうように
伝えます。

整理番号11 除外申請地の所在は大字馬ノ上字笠松 1759番1、地目は田で
転用面積は898㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外
目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断しま
す。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行
いました。

整理番号12 除外申請地の所在は大字馬ノ上字清水谷 1749番1、地目は田
で転用面積は1,105㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。
除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断
します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認
を行いました。

整理番号13 除外申請地の所在は大字馬ノ上字西松谷西ノ平 1773番1、地
目は田で転用面積は683㎡、1773番2、地目は田で転用面積は715㎡です。
譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設
とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博
典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号14 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松原 1673番1、地目は畑で
転用面積は631㎡、1674番、地目は畑で転用面積は689㎡です。譲渡人は〇
〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことで

す。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号15 除外申請地の所在は大字和食字西廣見 乙61番、地目は田で転用面積は1,266㎡、乙63番、地目は田で転用面積は991㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号16 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松谷 1786番1、地目は田で転用面積は1,270㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号17 除外申請地の所在は大字馬ノ上字笠松 1756番、地目は田で転用面積は1,181㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号18 除外申請地の所在は大字和食字東廣見 乙290番、地目は田で転用面積は647㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号19 除外申請地の所在は大字和食字芭蕉ヶ谷 乙169番1、地目は田で転用面積は363㎡、乙170番、地目は田で転用面積は638㎡、乙171番、地目は田で転用面積は257㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号20 除外申請地の所在は大字馬ノ上字奥芝 417番、地目は田で転用面積は493㎡、420番1、地目は田で転用面積は437㎡、420番3、地目は田で転用面積は267㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号21 除外申請地の所在は大字馬ノ上字西松谷西ノ平 1775番、地目は田で転用面積は1,141㎡、1776番、地目は田で転用面積は1,329㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設

とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号22 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松原 1680 番1、地目は畑で転用面積は2,626㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号23 除外申請地の所在は大字馬ノ上字東松谷西ノ平 1695 番、地目は畑で転用面積は966㎡、1698番1、地目は田で転用面積は484㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号24は、第1種農地と判断された為、申請を取下げてもらいように伝えます。

整理番号25 除外申請地の所在は大字馬ノ上字笠松 1759 番2、地目は田で転用面積は1,839㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号26 除外申請地の所在は大字馬ノ上字清水 1946 番、地目は田で転用面積は1,204㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号27 除外申請地の所在は大字馬ノ上字清水谷 1753 番、地目は田で転用面積は619㎡、1752番1、地目は田で転用面積は782㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号28 除外申請地の所在は大字馬ノ上字松ノ平 1699 番1、地目は田で転用面積は711㎡です。譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第2種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、吉永まり子委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号29 除外申請地の所在は大字和食字山ノ神ノ丸 乙 117 番イ、地目

は畑で転用面積は 109 m²、乙 117 番、地目は畑で転用面積は 234 m²です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第 2 種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 30 除外申請地の所在は大字和食字西廣見 乙 66 番、地目は田で転用面積は 971 m²です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第 2 種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

整理番号 31 除外申請地の所在は大字和食字山ノ神東ノ平 乙 102 番、地目は田で転用面積は 409 m²、乙 103 番、地目は田で転用面積は 343 m²、乙 106 番、地目は田で転用面積は 79 m²、乙 107 番、地目は田で転用面積は 753 m²、乙 108 番、地目は田で転用面積は 165 m²です。譲渡人は〇〇 さん、譲受人は〇〇 さんです。除外目的は太陽光発電を建設とのことです。農地区分は、第 2 種農地と判断します。昨日に会長、松本博典委員、松本勇委員、事務局にて現地確認を行いました。

議 長 事務局の説明が終わりました。地区委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

松本委員 受付番号 4・5 の申請地は、役場から概ね 500m 以内で第 2 種農地ということであり、隣の土地も除外し、転用作業を行っているので問題はないと考えます。

吉永委員 受付番号 6 の申請地につきまして第 1 種農地ということであるが、60m 以内に集団性のある住宅がある場合、個人の住宅は可能ということであり問題ないと考えます。

松本委員 和食乙地区での太陽光発電予定農地については、県の担当者に確認してもらい第 2 種農地という事であり問題ないと考えます。

吉永委員 馬ノ上地区での太陽光発電予定農地についても県の担当者に確認してもらい第 2 種農地という事であり問題ないと考えます。

議 長 地区委員の発言が終わりました。問題ないということでしたが、質問、意見等はないでしょうか。

(質問なし)

議 長 それではお謀りします。第 6 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更
についての 25 件について許可することに異議はないでしょうか。

(全員賛成)

議 長 それでは、第 6 号議案 芸西村農業振興地域整備計画の変更については 2
8 件中 25 件を許可いたします。

議 長 続きまして第 7 号議案 その他について 委員、事務局より何かありませ
んか。なければ、これで 3 月の定例会を閉会いたします。

(閉会時刻午後 2 時 45 分)

議事録署名委員

川田 忠宏

議事録署名委員

関川 祐二